

(様式1)

令和 年 月 日

富士市病院事業管理者  
児島 章 様

[本事業へのプロポーザル参加を希望する法人]

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

印

「富士市立中央病院新病院建設事業」  
守秘義務の遵守に関する誓約書

当社は、今般、富士市立中央病院 病院事業管理者（以下「発注者」という。）が令和8年4月9日付けで公告した富士市立中央病院新病院建設事業に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）における応募を検討すること（以下「本目的」という。）を目的として、同日付けで公表された実施要領別添資料（以下「対象資料」という）の開示を受けることを希望することとし、対象資料の交付を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のために対象資料の交付を受けるものであり、本目的以外のために対象資料を利用しません。
- 2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社の代理人、補助者、その他の者に対し、対象資料の全部または一部を提供することができるものとします。

第2条（秘密の保持）

当社は、発注者から交付を受けた対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し提供しません。

第3条（善管義務）

当社は、発注者から交付を受けた対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

#### 第4条（個人情報の取扱い）

発注者から交付を受けた対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令により発注者及び当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により発注者及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

#### 第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本目的検討の結果、提出書類の提出に至らなかった場合及び参加の結果、優先交渉権者及び次点者として決定されなかった場合であっても、存続するものとします。

#### 第6条（損害賠償義務）

当社が本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより発注者に生じた損害を賠償することを約束します。

#### 第7条（書類の返還）

当社が以下のような結果となった場合、受領した対象資料はその写しも含めて速やかに破棄します。

- ・参加に関する書類の提出に至らなかった場合
- ・優先交渉権者または次点者に選ばれなかった場合
- ・事業契約締結に至らなかった場合（優先交渉権者または次点者の資格を失った場合）

#### 第8条（調停）

本契約書に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理するものとする。

#### 第9条（定義）

本書において特段の定めがある場合を除き、本書における用語の定義は、本プロポーザル実施要領等に準拠するものとします。

以上